

定 款

社会福祉法人北ひろしま福社会

昭和24年	7月19日	(設立認可)
昭和27年	5月8日	(組織変更)
平成8年	2月7日	(準則改定)
平成13年	6月15日	(準則・細則改定)
平成29年	4月1日	(社会福祉法改正)
平成29年	8月8日	(一部変更)
平成30年	3月26日	(一部変更)
平成30年	6月17日	(一部変更)
平成31年	3月5日	(一部変更)
平成31年	3月26日	(一部変更)
令和1年	9月11日	(一部変更)
令和2年	2月12日	(一部変更)
令和2年	6月25日	(一部変更)
令和3年	2月16日	(一部変更)
令和3年	6月29日	(一部変更)
令和4年	1月18日	(一部変更)
令和4年	5月19日	(一部変更)
令和5年	2月28日	(一部変更)
令和5年	3月31日	(一部変更)

社会福祉法人北ひろしま福祉会定款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下『法人』という。）は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (ア) 障害者支援施設の経営
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (ア) 障害福祉サービス事業の経営
 - (イ) 障害児通所支援事業の経営
 - (ウ) 一般相談支援事業の経営
 - (エ) 特定相談支援事業の経営
 - (オ) 障害児相談支援事業の経営
 - (カ) 移動支援事業の経営
 - (キ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ク) 老人短期入所事業の経営

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人北ひろしま福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の在宅高齢者、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を北海道北広島市朝日町2丁目6番地9に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会にて行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

- 第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が450,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算の承認
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項の承認
- (12) 解散の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 常務理事もって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、その相互にその親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

- 第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

- 第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（責任の免責）

- 第二四条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、法人に対して賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 前項の規定に基づく理事の責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

(責任限定契約)

第二五条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下、この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対して賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5万円以上で予め定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第二六条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二七条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二八条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二九条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三〇条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三一条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三二条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北広島市共栄276番地16・276番地8所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 障害者支援施設とみがおか、共栄276番地8所有の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建とみがおか発電機棟 2棟 (延面積3,244.76㎡)
 - (2) ①北広島市共栄276番8所在の障害者支援施設共栄敷地 12,286.00㎡
②北広島市共栄276番16所在障害者支援施設とみがおか敷地 8,650.64㎡
③北広島市共栄276番1他、法人敷地14筆 38,741.20㎡
④北広島市朝日町4丁目4番11他、北広島デイセンター敷地2筆 1,322.33㎡
⑤北広島市共栄276番20所在の特別養護老人ホーム東部緑の苑敷地9,374.43㎡
⑥北広島市朝日町2丁目6番5他、法人敷地7筆 1,827.21㎡
⑦北広島市朝日町4丁目1番3 北広島デイセンター敷地 267.00㎡
⑧北広島市共栄276番地44所在の就労センタージョブ敷地 3,182.07㎡
⑨北広島市共栄276番地44所在の北広島コラボ敷地 1,667.49㎡
⑩北広島市朝日町4丁目1番1他、グループホームかすみ敷地3筆 843.83㎡
(合計 32筆 地積 78,162.20㎡)
 - (3) 北広島市共栄276番地8所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建障害者支援施設共栄、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階作業棟、共栄276番地8・共栄278番地5所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建共栄非常用発電機棟 3棟 (延面積2,951.86㎡)
 - (4) 北広島市朝日町4丁目4番11の1所在の鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根3階建、北広島市朝日町4丁目4番11の2所在の鉄骨造陸屋根2階建 2棟 (延面積1,207.71㎡)
 - (5) 北広島市共栄276番地2所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建北広島セルフ作業棟、276番地2所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建作業所 2棟 (延面積 488.94㎡)
 - (6) 北広島市共栄276番地20所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建特別養護老人ホーム東部緑の苑、276番地25所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建デイサービスセンター 2棟 (延面積 6,653.48㎡)
 - (7) 北広島市朝日町4丁目4番11の3所在の鉄骨造陸屋根3階建法人建物 1棟 (延面積616.48㎡)
 - (8) 北広島市朝日町2丁目6番地9所在の木造2階建法人建物1棟 (延面積594.12㎡)
 - (9) 北広島市共栄276番地44所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建、軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建就労センタージョブ 2棟 (延面積 1,489.48㎡)
 - (10) 北広島市共栄276番地46所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建北広島コラボ 1棟 (延面積 1,249.60㎡)
 - (11) 北広島市朝日町4丁目1番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建グループホームかすみ1棟 (延面積 537.32㎡)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第四一条に掲げる公益を目的とする事業及び第四二条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三三条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、北広島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北広島市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三四条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三五条 この法人の事業計画書及び収支予算書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三六条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三七条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三八条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第三九条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第四〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第四一条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章 収益を目的とする事業

(種別)

第四二条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 土地賃貸事業

(2) キッチンカー等による食品販売事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第四三条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。8い）に充てるものとする。

第九章 解散

(解散)

第四四条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四五条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十章 定款の変更

(定款の変更)

第四六条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北広島市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北広島市長に届け出なければならない。

第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四七条 この法人の公告は、社会福祉法人北ひろしま福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四八条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	椿	昌	雄
理事	小池	国	雄
理事	伊藤	朝	治
理事	石岡	貞	寿
理事	山本	正	義
理事	桐谷	泰	三
理事	椿	か	つ
理事	山本	ム	メ
理事	上原	夕	ケ
理事	木岡	雅	子
理事	熊倉	五	百治
理事	橋本	宗	一
理事	西垣	春	一
理事	川俣	英	之助
理事	福井	庄	三

社会福祉法人北ひろしま福社会定款細則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 本細則は、定款第四四條の規定に基づき、社会福祉法人北ひろしま福社会（以下、「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。

第二章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会)

第二条 定款第六條に規定する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）は、評議員選任・解任委員会運営規程に定めるところにより設置、運営等を行う。

第三章 評議員会

(役員等の出席)

第三条 理事及び監事は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

- 2 法人の職員及び業務を委託している弁護士等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。
- 3 評議員会は、必要に応じ、前2項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(議長)

第四条 評議員会に議長をおく。

- 2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

(理事等の報告・説明)

第五条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

- 2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第三条第2項に定める者に説明させることができる。

- 3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。
- 4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。
- 5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。
 - (1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。
 - ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を法人に対して通知した場合
 - イ 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合
 - (2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
 - (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
 - (4) 第一号から第三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(招集)

- 第六条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要
 - (4) 議案が確定していない場合にあつては、その旨。
- 2 次に掲げる場合には、定款第一三条第2項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- (1) 定款第一三条第2項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - (2) 定款第一三条第2項の規定による請求があつた日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合。
- 3 前項の場合には、評議員会を招集する評議員は、第1項(1)から(4)に掲げる事項を定めなければならない。
- 4 評議員会の招集通知は、評議員会の日の一週間前までに評議員、理事、監事に対して書面で発出する。

- 5 前項の書面には、提出議案資料および報告案件書を添付するものとする。
- 6 第4項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。
- 7 評議員会においてその延期又は続行について決議があった場合、延期又は継続評議員会には、第1項、第3項及び第4項の規定は、適用しない。

(提案権)

第七条 評議員が理事長に対して一定の事項（以下「議第」という。）を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。

- 2 評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載して評議員に通知することを請求することができる。
- 3 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である議題につき、その範囲内で議案を提出することができる。
- 4 第1項又は第3項の場合において、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(決議)

第八条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 役員の一部免除
 - (4) 法人の解散
 - (5) 法人の合併契約（吸収合併・新設合併）
- 5 理事、監事又は評議員の法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。
- 6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電

磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第九条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項をおよび別表の事項を記載して作成する。

(1) 通常の評議員会の事項

① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は 発言の内容の概要

イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき

ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名 又は名称

⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名

⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした者の氏名

③ 評議員会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3) 評議員会への報告の省略の場合の事項

① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

② 評議員会への報告があったものとみなされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名（記名押印）をしなければならない。

4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。

- 5 前4項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。
- 6 評議員および債権者は、この法人の業務時間内は、いつでも、第1項の書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

第四章 役員及び職員

(理事長専決事項)

第一〇条 定款第二六条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 職員の任免（定款第二四条第2項に定める職員を除く）
 - (2) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (3) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
 - (4) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - (5) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
 - (6) 予算上の予備費の支出
 - (7) 寄付金の受入れに関する決定
ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (8) 入札の執行に関すること
 - (9) 理事会の招集および議案の提出に関すること
 - (10) 公示、公告に関すること
 - (11) 法人の組織および権限に関すること
 - (12) 計算書類および付属明細書の監事への提供と特定理事としての監査の通知の受領
 - (13) 事業報告および付属明細書の監事への提供と特定理事としての監査の通知の受領
 - (14) 財産目録の監事への提供と特定理事としての監査の通知の受領
- 2 次に定める理事長専決事項は、常務理事が業務を分担執行する。
- (1) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なものうち
 - ア 工事又は製造の請負で50万円を超え250万円を超えないもの
 - イ 食料品・物品等の買入れで50万円を超え160万円を超えないもの

- ウ 上記に掲げるもの以外で 50 万円を超え 100 万円を超えないもの
- (2) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (3) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと
認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (4) 寄付金の受入れに関する決定
ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 2 次に定める理事長専決事項は、職員（定款第二四条第 2 項に定める職員）が業務を分
担執行する。
- (1) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (2) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもののうち
ア 工事又は製造の請負で 50 万円を超えないもの
イ 食料品・物品等の買入れで 50 万円を超えないもの
ウ 上記に掲げるもの以外で 50 万円を超えないもの
- (3) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (4) 入所者の預り金の日常の管理に関すること

(監事)

第一一条 監事は、理事会並びに評議員会に出席するものとし、必要がある
と認めるときは、意見を述べなければならない。

(施設長等)

第一二条 定款第二四条第 2 項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。

- (1) 施設長、副施設長、所長、副所長
- (2) 人事部長
- (3) 総務部長

第五章 理事会

(出席者)

第一三条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外
の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通
知しなければならない。

(議長)

第一四條 理事会の議長は、出席した理事の中からその都度互選により選任する。

(招集)

第一五條 理事会の招集には、理事会の日の一週間前までに理事及び監事の全員に通知を
発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会
を開催することができる。

(決議事項)

第一六條 理事会の決定を得て行う法人の業務事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設長の任免および重要な人事
- (2) 基本財産の処分（取り壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定および運用財産の切
替え）および担保提供
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 予算外の新たな義務の負担および権利の放棄
- (6) 法人の解散および解散後の財産の帰属者の選定
- (7) 合併
- (8) 定款の変更
- (9) その他財産（土地、建物および補助事業により取得した設備に限る。）の処分
- (10) 新たな事業の経営または委託
- (11) 社会福祉事業に関する許認可申請
- (12) 金銭の借入
- (13) 借入金の償還計画の変更
- (14) 法人の運営に関する規則の制定および変更
- (15) 施設用財産（土地、建物および重要な設備）に関する契約、その他主要な契約
- (16) 寄附金の募集
- (17) 行政官庁が実施した検査または調査の改善指示に対する回答
- (18) 補助団体から理事会に諮るよう決められているもの
- (19) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
- (20) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するた
めの体制その他法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制をい
う。）の整備
- (21) 競業取引の承認
- (22) 自己取引の承認

- (23) 利益相反取引の承認
- (24) 理事会を招集する理事の決定
- (25) 評議員会の招集に関する事項
- (26) 理事長の選定および解職
- (27) 常務理事の選定および解職
- (28) 特定理事の決定
- (29) 定款の定めに基づく損害賠償責任の免除
- (30) 財産目録の承認
- (31) その他法人の業務に関する重要事項

(決議)

第一七条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとするができる。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 基本財産の処分
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
 - (5) 保有する株式に係る議決権の行使
- 5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 6 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略できない。

(議事録)

第一八条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

- 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項お

よび別表の事項を記載して作成するものとする。

(1) 通常の理事会の事項

- ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ウ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 監事が招集したもの
- ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は 発言の内容の概要
 - ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ウ 理事会で述べられた監事の意見
- ⑥ 理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
- ⑦ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

(2) 理事会の決議の省略の場合の事項

- ① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3) 理事会への報告の省略の場合の事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

- 3 議事録には、理事長及び監事が署名（記名押印）をしなければならない。
- 4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名（記名押印）する。
- 5 理事会の決議に参加した理事であつて、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から 10 年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。
- 7 評議員は、この法人の業務時間内は、いつでも、第 1 項の書面の閲覧又は謄写の請求

をすることができる。

- 8 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第1項の書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

第六章 監事

(監事の職務および権限)

第一九条 監事は、法人の業務監督および会計監査を行うことを職務とし、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査する。
- 3 監事は、理事が評議員会に提出する議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認められるときは、評議員会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会・評議員会に出席しなければならない。

(監事監査)

第二〇条 監事は、監事監査を四半期に1回実施し、理事会に報告する。

2 監査事項

- (1) 会計執行状況
- (2) 利用者預り金管理状況
- (3) 資産管理
- (4) 理事の職務の執行状況
- (5) 理事会議事録
- (6) 法人および事業所運営状況
- (7) 諸規程
- (8) 人事管理状況
- (9) 予算書類
- (10) 決算書類
- (11) その他、必要と認められる事項

(法人の代表権)

第二一条 定款一九条第2項の規定にかかわらず、この法人が理事又は理事であった者に対し、若しくは理事又は理事であった者がこの法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。

(評議員会提出議案同意権)

第二二条 理事長が評議員会に次の議案を提出する場合には、事前に監事の過半数の同意を得る必要がある。

- (1) 監事の選任に関する議案の評議員会への提出
- (2) 理事の損害賠償責任の一部免除に関する議案の評議員会への提出
- (3) 理事の損害賠償責任の一部免除に関する定款の定めを置く議案の評議員会への提出
- (4) 理事の損害賠償責任の一部免除する責任限定契約に定款の定めを置く議案の評議員会への提出

(評議員会における意見陳述権)

第二三条 監事は、評議員会において監事等の選任等についての以下の意見を陳述することができる。

- (1) 監事の選任若しくは解任または辞任についての意見
- (2) 監事を辞任後最初に招集される評議員会における辞任した旨およびその理由の陳述

(理事会招集)

第二四条 監事は、理事会への出席および意見陳述義務を果たすために必要があるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(監事の報酬)

第二五条 監事の報酬は、役員報酬規程に定め、評議員会が決定する。

2 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

第六章 雑則

(規程等の制定)

第二六条 定款並びに定款細則のほか、法人が定める規程等は次のとおりとする。

- (1) 経理規程及び同細則
- (2) 就業規則
- (3) 給与規程
- (4) 準職員就業規則及び給与規程
- (5) 定年再雇用規程

- (6)旅費規程
- (7)育児・介護休業等に関する規程
- (8)ハラスメント防止規程
- (6)公印及び決裁規程
- (7)安全衛生管理規程
- (8)精神疾患による職員の休業及び復職に関する規程
- (9)個人情報保護規程

(改廃)

第二七条 本細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。

附則

1. この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年 3 月 31 日法律第 21 号）附則第 9 条の規定により行う評議員の選任は、本細則第 2 章の例により行う。

別表 1

I 評議員会議事録記載事項

- 1 招集通知年月日
- 2 開催された日時および場所および時刻
- 3 評議員総数および出席評議員数
- 4 評議員会に出席した理事、監事の氏名
- 5 当該場所に存しない理事、監事又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法
- 6 定足数の確認
- 7 議長および議事録署名人の選任に関する事項及び議長の氏名
- 8 審議事項および報告事項（提出議案資料）
- 9 各議案に関する発言内容
- 10 各議案に関する表決結果
- 11 評議員会において述べられた以下に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ① 監事の選任若しくは解任又は辞任について述べた当該監事の意見
 - ② 監事を辞任した者の辞任した旨およびその理由についての発言
 - ③ 理事長が評議員会に提出しようとする議案・書類又は電磁記録を、監事が調査した結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めたときの当該監事による調査結果報告
 - ④ 監事の報酬について述べた監事の意見
- 12 議長および議事録署名人の記名押印、年月日
- 13 その他法令で定められた事項

II 定款第一四条第4項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会議事録記載事項

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 1の事項の提案をした者の氏名
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務をおこなった者の氏名

III 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会議事録記載事項

- 1 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- 2 評議員会への報告があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務をおこなった者の氏名

別表 2

I 理事会議事録記載事項

- 1 招集通知年月日
- 2 理事会が理事長以外の招集による場合、その旨
 - (1) 理事の請求を受けて招集された理事会である旨
 - (2) 理事が招集した理事会である旨
 - (3) 監事の請求を受けて招集された理事会である旨
 - (4) 監事が招集した理事会である旨
- 3 開催された日時および場所および時間
- 4 理事総数および出席理事数
- 5 理事会に出席した理事、監事の氏名
- 6 当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法
- 7 定足数の確認
- 8 議長及び議事録署名人の選任に関する事項および議長の氏名
- 9 審議事項および報告事項
- 10 理事会の議事の経過の要領およびその結果各議案に関する表決結果
- 11 決議を要する事項について特別の利害関係がある理事があるときは、当該理事の氏名
- 12 次に掲げる理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見または発言の内容の概要各議案に関する発言内容
 - (1) 競業・自己・利益相反取引をした理事の当該取引についての重要な事実に関する報告
 - (2) 監事が、理事の不正の行為若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときの報告
 - (3) 監事が、必要と認めたときに理事会において述べた意見
- 13 理事長および監事の記名押印、年月日
- 14 その他法令で定められた事項

II 定款二八条第2項の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合の理事会議事録記載事項

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 1の提案をした理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務をおこなった理事の氏名

Ⅲ 理事会への報告を要しないとされた場合の理事会議事録記載事項

- 1 理事会への報告を要しないとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務をおこなった理事の氏名